

ロシア連邦憲法

[前文]

ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦憲法委員会がその基本規定を承認した草案。ロシア連邦の構成主体、立法発議権を有するその他の主体の提案を考慮し、憲法委員会の WG が作成したもので、憲法協議会で審議されるロシア連邦憲法草案の選択肢でもある。

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、
わが国において共通の運命によって結びつけられ、
祖国への愛、幸福への願望と善と正義に対する崇高な確信をわれわれに伝えた祖先に想いをはせ、
人の自由と権利ならびに価値ある生命、市民的平和および合意を承認し、
歴史的に形成された国家的統一を保持し、
ロシアを復興し、そしてそれを搖るぎない民主的な国家とし、
現在と未来の世代に対しあが祖国への責任に基づき、
世界共同体の一員であることを自覚して、
ロシア連邦憲法を採択し、
そして、それをわが国の最高法規としてここに宣言する。

第 1 部

第 1 編 憲法体制の原則

第 1 条 国家主権

① ロシア連邦-ロシアは、共和制の統治形態をとる主権的で、法治的、民主的で、連邦的、社会的、世俗的な国家である。

国家の名称のロシア連邦（略称 РФ）および「ロシア」は同義である。

② ロシア連邦は一体的で分割できない国家としてその領域および領空に対し、最高の権力を有し、独立して対内的および対外的政策を定め、実施し、その全領域において最高性を有するロシア連邦憲法および連邦法律を制定する。

③ 国家は、社会の公的な代表であり、そのどこか一部ではなく、社会全体に奉仕し、人および市民に対し責任を負う。

第 2 条 人、その権利および自由—最高価値

① 人、その生命および健康、名誉および尊厳、個人のプライバシーおよび安全、権利および自由は、ロシア連邦において最高の価値である。その承認、遵守および擁護は、国家の主要な義務である。ロシア連邦は、ロシア連邦憲法の規定ならびに一般に承認された国際法の原則および規範にしたがい、人と市民の権利および自由を保障する。

② 万人は、法律のもとに平等であり、法律の側から平等の保護を受ける権利を有する。

③ 人と市民の権利および自由は、人種、肌の色、民族的属性、性、言語、社会的出自、社会的、財産上および職務上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への参加、居住地およびその他の事情のいかんに関わらずこれを保証する。

第3条 法の最高性

- ① 国家、ならびにその機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民は、法とそれに基づくロシア連邦憲法に従う。
- ② ロシア連邦憲法は、最高の法的効力を有し、その規範はロシア連邦において直接効力を有する。ロシア連邦憲法に違反するその他の法的アクト、法的効力を有しない。
- ③ すべての法律は、公布されなければならず、公布されない法律はこれを適用しない。人と市民の権利、自由および義務にかかるあらゆる規範的法的アクトは、それが一般的閲覧のために公布されていない場合は、これを適用することはできない。
- ④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法の構成部分である。ロシア連邦の批准した条約が、法律とは異なるその他の規定を定める場合は、この条約の規定を適用する。

第4条 人民権力

- ① ロシア連邦の主権の担い手および国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。ロシア連邦の市民は、直接に、ならびに国家権力および地方自治をとおして、その権力を行使する。
- ② 人民の直接的権力の最高の表現は、レフェレンдумおよび自由な選挙である。ロシア連邦憲法の定める国家機関および地方自治機関の選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれをを行う。
- ③ 何人も、国家において権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪は特別に重大な犯罪である。
- ④ ロシア連邦の市民は、現行の憲法体制を暴力的に変更または廃絶しようとするあらゆる企てに抵抗する権利を有する。

第5条 政治的およびイデオロギー的多様性

- ① ロシア連邦における民主主義は、政治的、経済的およびイデオロギー的な多様性と複数政党制、ならびに政治生活への市民の自由な参加に基づいて実現される。
- ② いかなるイデオロギーまたは宗教も、これを国家的または一般的な拘束力を有するものとしてこれを定めることはできない。
- ③ その目的および行動が、ロシア連邦の憲法体制の暴力的変更もしくは廃絶、その一体性の侵害、国家の安全の破壊を意図した社会団体、ならびにその活動が人種的、民族的、社会的、宗教的な敵意および憎悪、テロリズム、戦争を引き起こす社会団体の創設および活動は、これを認めない。
- ④ 反憲法的な権力機構、違法な武装および軍事部隊の創設は、これを禁止する。

第6条 権力分立

- ① ロシア連邦における国家権力の体系は、立法権、執行権および裁判権への権力分立、ならびにロシア連邦とその構成主体ならびに地方自治のあいだの管轄事項および権限の区分の原則に基づく。
- ② 立法権、執行権および裁判権ならびに地方自治の諸機関は、独立して活動し、互いに協力し、それぞれの機関の権限の範囲を越えることはできない。

第7条 連邦国家

- ① ロシア連邦の国家・地域的構成は、連邦主義の原則に基づき、ロシア連邦の統一、国家権力の分権化およびロシア連邦の構成する諸民族の同権および自決を保障する。
- ② ロシア連邦は、ロシア連邦の同権の構成主体である、共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区からこれを構成する。

③ ロシア連邦の構成主体の諸原則および法的地位の特性は、ロシア連邦憲法によってこれを定め、保証する。

④ ロシア連邦憲法に従いロシア連邦の管轄事項またはロシア連邦とその構成主体の共同管轄事項に含まれない国家権力の権限は、ロシア連邦の構成主体に属し、ロシア連邦憲法およびそれぞれの憲法（憲章）に従って、それらが独立してこれを行使する。

第8条 自治

① ロシア連邦およびその構成主体は、地方自治を承認し、保証し、その自立性を保障する。地方自治の諸機関は、国家権力のシステムにはこれを含めない。

② 市民社会の諸制度〔諸機関〕の自由および自治はこれを保証する。

④ 文化的自治はこれを保証する。

第9条 社会国家

① ロシア連邦の社会的任務は、個人〔人格〕の発達のための平等かつ公正な機会の保障、ならびに人および社会の福祉の達成である。

② 国家は、人びとの労働と健康を保護し、最低生活の水準を決め、最低賃金水準を定め、家族、母性、父性および子ども、障がい者および高齢者に対する援助を保障し、社会的サービスの制度を発展させ、国家的年金、手当およびその他の社会的保護の保証を定める。

③ 国家は、人道的な人口政策を遂行し、文化的発展のために必要な条件を整備し、環境の安全と合理的な自然利用を保障する。

第10条 経済活動形態の多様性

① ロシア連邦の経済の基礎は、経済活動、企業活動および労働の自由、所有形態の多様性と平等、それらの法的保護、誠実な競争および社会的利益を保障する社会的な市場経済である。

② ロシア連邦においては、単一の経済市場〔経済空間〕、単一の通貨単位、商品、サービス、資本、労働資源の自由な移動が保証される。それらの個別的な一時的な制限は、人びとの生活および健康の保護、環境、文化的および自然の遺産の保全、防衛および安全保障のために連邦法律によってこれを定めることができる。

③ 国家は、人と社会のために経済生活を規制する。

④ 経済的諸関係は、人と国家、労働者と使用者、生産者と消費者のあいだの社会的パートナーシップに基づいて打ち立てられる。

第11条 国家同盟、世界共同体におけるロシア連邦

① ロシア連邦は、他の国家との同盟に参加し、所定の場合にはそれから離脱し、同盟の諸機関の創設に参加し、その権限の一部の行使をこれに委譲することができる。

② ロシア連邦は、世界共同体の全権を有する構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範、その締結した条約を遵守し、国際組織およびその他の連合、集団的安全保障体制に参加し、全般的で公正な平和、互恵の国際協力およびグローバルな問題の解決をめざす。

第12条 憲法体制の統一性と安定性

① 憲法の本編に定める諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の揺るぐことのない原則である。

② ロシア連邦憲法のその他の諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則に違反することはできない。

② ロシア連邦憲法の本編の規定の変更は、ロシア連邦レフェレンダム一全人民投票によってこれを行う。

第2編 人と市民の基本的権利、自由および義務

第1章 総則

第13条

- ① 人の基本的権利および自由は、譲渡されることはなく、生れながらにしてその者に属する。ロシアにおいては、人間的尊厳は不可侵である。いかなることであれ、人の尊厳を軽視する根拠とはならない。
- ② 各人は、権利の主体であり、そのようなものとして認められる。
- ③ ロシア連邦憲法に定めのある人と市民の権利および自由のカタログは、これに限定されず、他の権利および自由を制限するものではなく、法律によってこれを拡充することができる。
- ④ 人と市民の権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制、社会的道徳、他人の権利および自由の擁護のためにロシア連邦の憲法および連邦法律による場合のほかは、これを制限することはできない。そのような制限によって、権利および自由の実際上の否定がもたらされることがあってはならない。
- ⑤ 男性と女性は、平等である。

第14条

- ① 人と市民の権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵すものであってはならない。
- ② 権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または廃止、人種的、民族的、社会的および宗教的な敵意と憎悪、ならびに暴力と戦争の宣伝および扇動のために、これを行使することは禁止する。

第15条

エスニック共同体の権利および自由は、一般に承認された国際法の諸原則および諸規範ならびにロシア連邦の条約に従い、ロシア連邦憲法によってこれを保証する。

第2章 国籍

第16条

- ① 各人は、連邦法律に従って、ロシア連邦の国籍を取得したまは抹消する権利を有する。
ロシア連邦の国籍は、その取得の事由の別なく、平等である。
- ② ロシア連邦の市民は、その国籍または国籍を変更する権利を奪われることはない。
- ③ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。
- ④ ロシア連邦の市民は、一般に承認された国際法の規範またはロシア連邦の条約によらないかぎり、他の国家にその身柄を引き渡されることはない。
- ⑤ ロシア連邦は、国外においてその市民の保護と庇護を保証する。

第17条

- ① 共和国は、独自の国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民は、当該の共和国がその国籍を定める場合には、その領土に恒常に在住する領域の共和国の市民となる。その他の場合の共和国の国籍の取得は、連邦法律に従って行われる。
- ③ ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦の国籍に関連する権利および自由を制限しもしくは取り消し、または義務を変更しもしくは取り消すことはできない。

第18条

- ① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約に従い、外国の国籍を有することができる。

② ロシア連邦の市民が　外国の国籍を有することにより、ロシア連邦の国籍に由来するその権利および自由を制限され、またはその義務を免れることはない。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律またはロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

第19条

① ロシア連邦の市民でなく、その領土内に合法的に在住する者は、ロシア連邦の市民と平等の権利および自由を享受し、義務を負う。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこれを除く。

② ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範とそれに基づいて採択された連邦法律に従い、避難権を与える。

第3章 市民的、政治的権利および自由

第20条

① 各人は、生命に対する権利を有する。ロシア連邦においては、何人も恣意によって生命を奪われることはない。

② 国家は、死刑の廃止をめざす。

死刑は、それが廃止されるまでは、人への特別に重大な犯罪に対して科せられる刑罰の例外的措置として連邦法律によってこれを定め、陪審員の参加する裁判所の判決によってのみこれを言渡すことができる。

第21条

① 各人は、〔人身の〕自由およびその不可侵の権利を有する。

② 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定によってこれを許される。裁判所の決定以前には、人は48時間以内に限ってその身柄を拘束されることがある。身柄拘束の適法性は、裁判手続により審理される。

③ 何人も、その自発的な同意なしに、学術、医療および軍事またはその他の実験の材料とされることはない。

第22条

① 各人は、私生活[プライバシー]の不可侵、信書、会話、郵便、電話、電信およびその他の通信の秘密に対する権利を有する。これらの権利の制限は、連邦法律に基づき裁判所の決定によって〔のみ〕許される。

② 各人は、その名誉および名声を擁護する権利を有する。

③ 人の私生活に関する情報の収集、保管、利用および処分は、連邦法律が定める場合を除き、その同意なしに許されない。

④ パスポート、身分証明書、身分事項を確認する証明書、採用時に要求される証明書類、就職時に要求される文書、およびその他の文書には、民族的帰属、社会団体への参加、外国滞在および特別の法律的意味をもたないその他の情報は、これを記載しないものとする。

⑤ ロシア連邦の市民は、連邦法律に従い、直接にその権利および自由にかかる文書および資料を閲覧し、国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および公務員の管理する自己に関する情報を取得する権利を有する。

第23条

① 住居は、不可侵である。何人も、その居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。

連邦法律によって、人びとの生命および健康を保護し、住居またはその財産に対する著しい損害を予防するために、この原則の例外規定を定めることができる。

② 住居に立ち入って行われる搜索およびその他の行為は、連邦法律に基づき裁判所の決定がある場合にのみ許される。緊急の場合には、この行為の適法性の義務的な事後的司法審査を定める連邦法律のその他の手続をとることができる。

第 2 4 条

① ロシア連邦の領土に合法的に在住するすべての人は、ロシア連邦の国内における移動の自由ならびに滞在地および居住地の選択の権利を有する。

② 各人は、ロシア連邦から自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に支障なく〔妨害されることなく〕帰国する権利を有する。

第 2 5 条

① 各人は、思想、言論の自由ならびに意見および信条を妨害されることなく表現する自由に対する権利を有する。何人も、その意見および信条を表明し、またはそれを放棄することを強制されることはない。

② 各人は、法律が禁止していない任意の方法によって情報を自由に探索し、取得し、作成し、普及する権利を有する。

③ これらの権利の制限は、個人および家族の秘密、職業上、商業上もしくは職務上の秘密または国家秘密、ならびに社会的モラルの遵守のために、連邦法律によってこれを定めることができる。職務上の秘密および国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律によって限定列挙方式でこれを定める。

第 2 6 条

各人は、良心の自由、すなわち任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的またはその他の信条を選択し、これを保持し、普及し、ならびにその信念に従って行動する権利を保障される。

第 2 7 条

① 各人は、自由に自己の民族的帰属を決定し、表明する権利を有する。何人も、その民族的帰属の決定または表明を強制されることはない。

② 各人は、母語を使用し、ならびに交際、養育、教育および創作活動における言語を自由に選択する権利を有する。

③ 民族的尊厳の侮辱は、法律によって追及される。

第 2 8 条

ロシア連邦の市民は、直接に、またはその代表をとおして、社会と国家の事項の管理に参加する権利を有する。

第 2 9 条

① ロシア連邦の市民は、法律に従って、選挙権を有し、選挙制の国家機関および地方自治機関に選挙されることができる。

② 選挙には、18歳以上のロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為無能力を宣告された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決の執行により自由制限施設に収容されている市民は、被選挙権を有しない。

③ ロシア連邦の国外に在住するロシア連邦の市民は、国家権力の連邦機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関、地方自治機関の選挙、およびロヒア連邦において実施されるレフェレンダムに参加することができる。

④ 地方自治機関における選挙権および選挙される機会は、当該地域に常時在住する外国の市民および無国籍者に対してこれを与えることができる。

第30条

ロシア連邦の市民は、国家および地方のポスト[職務]に平等に就く権利を有する。国家および地方のポストの候補者に求められる資格要件は、その職務上の義務の内容によってこれを定める。

第31条

ロシア連邦の市民は、平和的につつ武器を携帯しないで集会を行うことができる。市民は、事前の届け出を条件に、集会、街頭行進、示威行動およびピケッティングを行うことができる。

第32条

① ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の例外については、ロシア連邦憲法および連邦法律によってこれを定める。

② 何人も、いかなる団体であれこれに加入し、またはその構成員に留まることを強制されない。

第33条

ロシア連邦の市民は、国家機関、地方自治機関および公務員に対し、個人として申立てを行い、ならびに個人的または集団的な請願を行う権利を有する。これらの機関および公務員は、その権限の範囲内でこの請願を審理し、それに関する決定を採択し、法律の定める期間内に理由を付した回答を行わなければならない。

第4章 経済的、社会的および文化的な権利および自由

第34条

ロシア連邦においては、各人の経済的自由は、財産権、自由な企業活動の権利および自由な労働の権利において実現される。

第35条

① 各人は、単独でおよび他人と共同で財産を所有し、それを占有し、使用し、処分することができる。

② 相続の権利は、これを保障される。

第36条

① 各人は、自ら自由に選んだ労働に対する権利を有する。

② 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、いかなる差別もされることなしに連邦法律の定める最低基準を下回ることのない労働報酬、ならびに不当解雇からの保護および失業の場合に援助を受ける権利を有する。

③ 各人は、休息の権利を有する。労働者は、労働契約により、法律の定める一継続労働時間、休日および祝日、年次有給休暇、ならびに特定の職業および作業のための短縮労働日を保障される。

第37条

① 各人は、医療援助を含む健康保護の権利を有する。国家的および地方的な保健施設における医療援助は、ロシア連邦の市民に対し、対応するそれぞれの予算、保険料、その他の収入の負担により無料で行われる。

② 国家は、住民の健康の保護および増進の連邦プログラムの財政を管理し、国家的、地方的または私的な保健制度の発展に関する措置をこうじ、各人の健康の増進、体育およびスポーツ、生態学上および衛生学・疫学上の安全に資する活動を奨励する。

③ 公務員か人びとの生命および健康に対し脅威となる事実および事態を秘匿した場合は、連邦法律によりその責任が問われる。

第 3 8 条

各人は、快適な環境に対する権利、および生態学上の違法行為によってその健康または財産が受けた損害の補償を求める権利を有する。

第 3 9 条

① 各人は、老齢により、および労働能力を喪失しもしくは扶養者を失った場合、または法律の定めるその他の場合に、社会保障の権利を含む社会的保護を求める権利を有する。

② 年金、ならびに一時的労働能不および失業に対する手当は、公的に定められた最低基準を下回ることはない。

③ 国家は、社会的保護の制度を発展させ、さまざまの形態の公共の社会的援助および慈善事業を奨励する。

第 4 0 条

① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意によってその住宅を奪われることはない。

② 国家および地方自治機関は、住宅建設を促進し、住宅の権利の実現のためのその他の条件を整備する。

③ 住宅を必要とする者で、財産が少ないかまたは法律に定めるその他のロシア連邦の市民は、国家的、地方的およびその他の住宅フォンドにより、法律の定める基準に従い、無料または支払い可能な金額で利用できる住宅を提供される。

第 4 1 条

① 各人は、教育に対する権利を有する。

② 国家的および地方的な教育施設および企業において、誰でも入学できる無償の就学前教育、普通中等教育および中等職業教育が保障される。

③ 各人は、選抜原則に基づき、無償で、国家的または地方的な教育施設および企業において高等教育を受ける権利を有する。

第 4 2 条

① 芸術的、技術的創造、学術研究および教育の自由、ならびに知的所有権は、法律によってこれを保護する。

② 各人は、文化的な生活に参加し、国家的および地方的な文化施設を利用する権利を有する。

第 5 章 権利および自由の保証

第 4 3 条

① 各人は、人と市民の権利および自由に対する国家の側からの違法な侵害からそれを擁護する権利を有する。

② 各人は、裁判および法律の定めるその他のすべての方法により、その権利および自由、ならびに他人の権利および自由を擁護することができる。

③ 各人は、その健康、名誉および名声ならびに財産に対して違法に加えられた損害に対して補償を求める権利を有する。国家機関およびその公務員〔役職者〕の違法な行為に起因する損害派、国家がこれを補償する。

④ 各人は、国内的な法的擁護の手段が尽きた場合、ロシア連邦の条約にしたがい、人と市民の権利および自由の擁護に関する国際機関に訴える権利を有する。

第44条

① 各人は、権利および自由の行使または擁護のために法律援助を受ける権利を保障される。

法律に定めかかる場合、法律援助は無料である。

② 法律的援助を行う手続は、法律によってこれを定める。

③ 法律援助を行うために、独立の弁護士会およびその他の自発的な法律家団体、ならびにこうした援助を行う権利を有する個人が活動する。

第45条

① 各人は、権限ある独立の公正な裁判所によって自己の事件の審理を受ける権利を有する。

② 被疑者および被告人は、その犯罪か連邦法律の定める手続により立証され、法的効力を有する裁判所の判決か執行されるまでは、無罪と推定される。

被疑者および被告人は、その無罪を証明する義務を負わない。

有罪性において疑わしきは、その者に有利に解釈される。

③ 各人は、連邦法律の定める手続により自己の訴訟事件の再審理を求めることができる。

④ 有罪の確定判決を受けた者は、減刑または特赦を請求する権利を有する。

⑤ 何人も、同一の違法行為に対し重ねてその責任を問われることはない。

第46条

法律上の責任を定めまたはそれを強化する法律は、遡及効を有しない。何人も、その行為の実行時に違法行為とされない行為につき、その責任を問われることはない。違法行為をなした後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

第47条

① 何人も、本人、配偶者および連邦法律が定める範囲の近親者に不利な証言を義務づけられることはない。

② 法律に違反して収集した証拠は、法的効力を有しない。

第48条

① 人と市民の権利および自由の遵守に対する監督は、ロシア連邦議会人権問題全権[人権オンブズマン]がこれを行う。

② ロシア連邦議会人権問題全権は、ロシア連邦最高会議によってそれと同じ任期で選挙され、最高会議に対して報告義務を負い、ロシア連邦代議員と同様の不逮捕特権を有する。

③ ロシア連邦最高会議は、エスニック少數者の権利に関する議会全権を任命する。その全権の地位は、ロシア連邦議会人権問題全権の地位を類推適用する。

④ 権利擁護の非政府組織は、その規約は定める範囲内で、全ロシア機関の名において、連邦法律にしたがい、国家施設（機関）および公務員〔役職者〕による人の権利および自由の遵守に対する監督の権利を有する。

第 6 章 義務

第 49 条

- ① 各人は、ロシア連邦憲法を遵守し、他人の権利および自由を尊重し、法律の定めるその他の義務を履行する。
- ② 公式に公布された規範的な法的アクトの不知は、それを遵守しないことに対する責任を免れない。
- ③ 明らかに犯罪的な命令の執行は、連邦法律によりその責任を問われる。

第 50 条

普通基礎教育は、義務である。親またはそれに代る者は、子どもが普通基礎教育を受けることを保障しなければならない。

第 51 条

各人は、自然および環境を保護し、動植物界を大切にする義務を負う。

第 52 条

各人は、歴史的および文化的な遺産の保護について配慮し、歴史、文化および自然の記念物を保護する義務を負う。

第 53 条

各人は、法的に定められた税金および手数料を収める義務を負う。新しい税金および手数料を定め、または納税者の地位を悪化させることは、遡及効力を有しない。

第 54 条

ロシア連邦の市民は、連邦法律に従って、陪審員として裁判の実施に参加しなければならない。

第 55 条

- ① 祖国の防衛は、ロシア連邦市民の義務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律に従い、兵役の義務を負う。
- ③ ロシア連邦の市民は、その信条に従い兵役につくことに反対し、または人口の少ないエスニック共同体〔集団〕に属し、もしくはこの共同体の居住地に住み、あるいは連邦法律が定めるその他の場合に、市民的業務をもってこの兵役に代替させる権利を有する。

第 56 条

何人も、ロシア連邦憲法および法律に定めのない義務の履行を強制されることはない。

第 3 編 市民社会

第 7 章 所有、労働、企業活動

第 57 条

- ① 所有は、そのすべての形態、すなわち私的、国家的、地方的（自治体）の形態において承認され、保障される。
- ② すべての所有者は、平等の法的保護を受ける。
- ③ 所有権は不可侵である。何人も、その財産を恣意によって奪われることはない。財物の強制収容は、連邦法律の定める場合社会的な必要が立証されたときに許され、損害賠償がなされる。没収は、裁判所の決定によって行われる。強制収用は、これを認めない。

第 58 条

- ① 土地、地下資源、水資源、動植物界、その他の天然の資源は、国家的、私的およびその他の財産であり、当該の地域に居住する諸民族、ロシア連邦のすべての人民の資産であり、その利益を損う形でこれを利用することはできない。すべての天然の資源は、これを保護し、合理的に利用するものとする。
- ② 法律の定める範囲を越えて所有者または保有者に土地もしくはその他の天然の資源を集中することは、これを認めない。
- ③ 国家は、地域の土地利用計画を実施する。
- ④ 土地に対する権利の行使は、土地の肥沃土および環境に損害を与えるものであってはならない。農業用地および全保護用地地の目的指定の変更は、これを禁止する。この規定の例外は、法律によってこれを定める。

第 5 9 条

- ① 労働は、自由であり、国家および社会によって奨励される。強制労働は、これを禁止する。
- ② 個別的労働契約および集団的労働協約の自由は、これを保障する。労働契約は、これによりロシア連邦憲法および法律の定める労働者の地位を低下させることはできない。
- ③ 労働集団は、集団的労働協約により、企業、施設の事項の管理に参加する権利を有する。労働集団の地位は、法律によってこれを定める。
- ④ 国家は、住民の完全就業のための条件の整備を促し、職業訓練および転職用再訓練のプログラムを実行し、労働訓練手当および失業手当の支給を保障する。
- ⑤ ストライキの権利を含む個別的および集団的な労働争議の権利は、これを認める。これらの権利の行使の手続は、法律によってこれを定める。

第 6 0 条

国家は、消費者の権利を擁護し、この権利保護の社会的形態を支持する。

第 6 1 条

- ① 国家は、企業活動〔営業〕および競争の自由を保障する
- ② 国家的独占の範囲および形態、ならびに競争の規制に関する反独占およびその他の措置は、連邦法律によってこれを定める。非誠実な競争は、これを禁止する。
- ③ 外国の法人およびロシア連邦市民ではない自然人の企業活動は、法律の定める条件と手続において、これを認める。外国の投資は、強制収用されることはなく、法律によってこれを保護する。

第 8 章 社会団体および宗教団体

第 6 2 条

- ① ロシア連邦において、政治団体、職業団体、青年団体、文化・民族団体およびその他の社会団体、ならびに宗教団体は、これを自由に設立し、活動することができる。法律は、社会団体および宗教団体ならびにその定款文書の登録の場所、条件および手續は、法律によってこれを定める。国家は、社会団体および宗教団体の合法的な活動への不干渉を保証する。
- ② 社会団体および宗教団体の内部的組織および活動は、人と市民の基本的権利および自由を制限するものであってはならない。
- ③ 社会団体および宗教団体の決定は、国家機関および地方自治機関、それらの施設、企業、ならびにそこに従事する労働者がその職務を遂行するに際して、義務的効力を有しない。

④ その定款文書を登録した社会団体および宗教団体は、法人である。社会団体は、財産を所有し、その定款文書に適合した活動を行うことができる。社会団体および宗教団体の営業活動は、法律に定める一定の形態のものを除き、これを禁止する。

⑤ 社会団体および宗教団体は、国際的な団体に団結し、またはこれを創設し、これに参加する権利を有する。

第 6 3 条

① 政党およびその他の政治団体、社会団体は、市民社会の政治的意志の表現を促進し、選挙に参加する。

② 国家権力および地方自治の代表制機関において、政党およびその他の政治団体、社会団体、無党派の会派〔議員団〕を自由に組織することを許される。その他の国家機関および地方自治機関においては、政党、その他の政治団体、社会団体の単位組織の設立は、これを禁止する。

第 6 4 条

① 労働組合は、その構成員の経済的および社会的な権利および自由の擁護、構成員の保護および労働条件の改善の促進ために設立される。

② 労働組合は、企業、施設においてその活動を行うことができる。いかなる労働組合も、企業、施設、部門またはひとつの活動領域のすべての労働者を団結させ、それを代表する排他的な権利を有するものではない。

第 6 5 条

① 宗教団体は、国家から分離され、法律の前に平等である。その国家との関係は、ロシア連邦およびその構成主体の国家権力機関との協定によってこれを規制する。国家は宗教団体にいかなる国家的機能も負わせることはできない。

② 宗教団体は、その固有の規則に基づいて活動する。宗教団体の財産権の保護は、法律によってこれを保証する。

第 6 6 条

複数政党制の排除、社会団体および宗教団体の活動の違法な組織、一部のもののために違法な特権の付与をもたらすような国家機関、地方自治機関、施設、社会団体および宗教団体、公務員および市民の行為は、法律にしたがいこれを追及する。

第 9 章 養育、教育、学術および文化

第 6 7 条

① 養育、教育、学術、文化は自由であり、国家の援助を享受する。

② 国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および個人は、法律に従って養育、教育、学術、文化にかかる企業および施設を設立することができる。

第 6 8 条

① 国家および地方の養育および教育の国家システムは、世俗的性格のものとする。

② ロシア連邦は、連邦国家教育標準を定め、種々の形態の教育および学習を援助をする。

③ 国立の教育機関〔施設〕は、法律に従い独立してその活動を行う。

第 6 9 条

- ① 国家は、学術の社会的承認を促進し、基礎科学およびその他の先端学術の研究および開発の発展のための条件を保障する。
- ② 法律にしたがった学術情報および文書情報へのアクセスは、国立および地方の図書館、アルヒーフ、その他の専門施設をとおしてこれを保障する。

第 7 0 条

- ① 国家および社会は、民族的な文化、歴史の記念物、知的および芸術的な遺産の保持、発展および保護を保障し、精神的価値の増進を促進する。
- ② エスニック共同体の文化的自治に対する権利は、これを保障する。

第 1 0 章 家族

第 7 1 条

- ① 家族、母性、父性、子どもは、国家と社会の保護のもとにおかれる。
- ② 婚姻は、夫婦の自発的な同意と同権に基づく。

第 7 2 条

- ① 親は、その子ともが成人に達するまで、これを扶養し、養育する義務を負う。両親は、子どもの養育に関する権利において平等である。親またはそれに代わる者は、子どものために、その意見を考慮しつつ法律に従って、子どもの養育および教育の内容と形態を選ぶことができる。
- ② 子どもの養育に関する労働は、法律に従って社会的保護を受ける権利を与えられる。
- ③ 子どもは、親の出身およびその身分の別にかかわらず、平等の法的保護を受ける。
- ④ 国家および社会は、親のない子どもおよび親の後見を負うしなった子どもの扶養、養育および教育を保障し、子どもに対する慈善活動を奨励する。
- ⑤ 子どもは、自己の意見を表明する権利、思想および良心の自由の権利を有する。子どもの正常な発達にとって有害な児童労働の強制は、これを禁止する。
- ⑥ 成人の労働能力のある子どもは、財産の少ない労働不能の親について配慮しなければならない。
- ⑦ ロシア連邦は、その青少年政策の枠内で、青年家族に対する援助、青年の教育および就業のための条件を保障する。

第 1 1 章 マスメディア（大量情報）

第 7 3 条

- ① マスメディアの自由は、これを保障する。検閲、メティアの独占およびマスメディアの自由の濫用は、これを認めない。
- ② 社会団体が国家的、地方的および私的なラジオおよびテレビジョンにアクセスする条件および手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ マスメディアの活動への強制的な中止または停止は、法律を根拠とし裁判所の決定によってこれを認める。

第 4 編 連邦構造

第 1 2 章 ロシア連邦の構成と領土

第 7 4 条

① ロシア連邦は、以下のものによって構成される。

アディゲイア共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、アルタイ共和国、ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイク共和国、カラチャイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー共和国、モルドヴァ共和国、サハ共和国(ヤクーティア)、北オセート共和国、タタールスタン共和国、トゥーヴァア共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェchen共和国、チュヴァシ共和国

アルタイ、クラスノダール、クラスノヤール、プリモーレ、スタヴロポリ、ハバロフスクの各地方(クライ)

アムール、アルハンゲリスク、アストラハン、ベルゴロド、ブリャンスク、ヴラジーミル、ヴォルゴグラード、ヴォログダ、ヴォロネジ、ヴァートカ、エカチエリンブルグ、イヴァノヴォ、イルクーツク、カリーニングラード、カルーガ、カムチャツカ、ケメロヴォ、コストロマ、クルガン、クールスク、レニングラード、リベツク、マガダン、モスクワ、ムルマンスク、ニジニーノヴゴロド、ノウゴロト、ノウォシビールスク、オムスク、オレンブルグ、オリョール、ペンザ、ペルミ、プスクフ、ロストフ、リヤザン、サマーラ、サラトフ、サハリン、スマレンスク、タンボフ、トウヴェーリ、トムスク、トウーラ、チュメニ、ウリヤノフスク、チェリヤービンスク、チタ、ヤロスラーヴリの各州

モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市

ユダヤ自治州

アギンスキー・ブリヤート、コミ・ペルミヤーク、コリャーク、ネネツ、タイムイル（ドルガン・ネネツ）、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート、ハントウイ・マンシー、チュコチ、エヴェンク、ヤマロ・ネネツの各自治管区

② ロシア連邦憲法を承認する国家は、住民の意思表示に基づき、その申し出によりロシア連邦の構成員となることができる。

第 7 5 条

① 共和国は、ロシア連邦を構成する国家であり、ロシア連邦憲法に抵触せず、共和国の特性を考慮したその憲法を定める。

② 地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州は、ロシア連邦を構成する国家的・領域的形成であり、ロシア連邦憲法が定める例外を除き、共和国と同じ国家権力の権利を有し、義務を負う。自治管区は、共和国、地方(クライ)、州の構成にこれを編入することができる。

③ ロシア連邦の構成主体の法的地位は、その同意なくこれを変更することはできない。ロシア連邦の構成主体の法的地位の変更、その統合または分離は、ロシア連邦最高会議の同意をえて、当該地域の選挙人の3分の2の意思表示に基づいてこれを行う。

④ ロシア連邦の構成主体は、自治的な領域的単位からなる。住民のエスニック構成の特性およびその他の事情に従い、当該のロシア連邦の構成主体の提案または同意により、この単位には連邦法律により特別の地位を与えることができる。

第 7 6 条

① ロシア連邦の構成主体の領土、ロシア連邦の内海および領海は、ロシア連邦の单一の統合した領域を構成する。

② ロシア連邦の主権的権利および管轄権は、ロシア連邦の経済水域および大陸棚に及ぶ。

③ その領土の縮小をもたらすロシア連邦の国境の変更は、その変更における利害に関わるロシア連邦構

成主体の住民の意思表示のレフェレンダムによる表明なしに、ならびにロシア連邦の全人民んお事後的なしかるべき意思表示なしに、これを行うことはできない。

④ ロシア連邦の国境線の正確な確定は、ロシア連邦の領土に関する国際条約の締結のために定められた手続により、これを行う。

⑤ ロシア連邦の構成主体のあいだの境界は、当該地域に住む住民の意思表示に基づき、ロシア連邦最高会議の同意をえて、その相互のあいだの条約によってこれを変更することができる。

第 13 章 ロシア連邦と連邦構成主体の管轄事項と権限

第 77 条

① ロシア連邦の管轄には、次の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法ならびに連邦法律の採択および改正、その遵守に対する監督
 - 2) ロシア連邦の連邦構造、構成主体および領土ならびにその保全、新しい構成主体の形成の承認、ロシア連邦の構成主体の境界の変更の承認
 - 3) 人と市民の権利および自由の規制、ロシア連邦の国籍、少数民族の権利の規制および擁護
 - 4) 立法権、執行権および裁判権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の体系の組織に関する一般原則の確定
 - 5) 連邦国有財産およびその管理
 - 6) ロシア連邦の国家的、経済的、生態学的、社会的、文化的および民族的発展の分野における連邦政策の原則の制定および連邦プログラム
 - 7) 単一市場の法的基礎の制定、財政、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済業務
 - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
 - 9) 連邦エネルギー一体系、原子力エネルギー、放射線物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
 - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
 - 11) ロシア連邦の対外経済関係
 - 12) 安全保障および防衛、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定、核燃料物資、毒物、麻酔剤の生産およびその使用手続
 - 13) ロシア連邦の国境、内海および領海、領空、排他的經濟水域および大陸棚の地位および保護
 - 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および経済訴訟に関する立法、知的所有権の法的規制
 - 15) 連邦抵触法
 - 16) 気象および地質観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図の作成、公式統計および簿記
 - 17) 連邦の国家的業務
 - 18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- ② ロシア連邦の構成主体の国家権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲と形態において連邦権限の行使に参加する。ロシア連邦の構成主体は、連邦法律に従い、連邦の国家権力機関においてその代表権を保障される。

第78条

- ① ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) ロシア連邦の構成主体の憲法（憲章）、法律およびその他の規範的な法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障
 - 2) 人と市民の権利および自由の擁護、少数民族の権利の保護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、ロシア連邦の国境および国境区域の管理
 - 3) ロシア連邦の構成主体の境界の変更、それらの領域区分の一般原則の確定
 - 4) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の諸問題、当該地域において歴史的に形成された伝統的な天然資源の管理および利用の形態を保護し援助する必要性を考慮した連邦の天然資源の地位に関する相互協定の決定
 - 5) 国有財産の区分
 - 6) 自然利用、環境保護および生態学上の安全保障、特別自然保護地域、歴史、文化および自然の記念物の保護
 - 7) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的諸問題
 - 8) 保健に関する諸問題の調整、家族、母性、父性および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護
 - 9) 惨事、自然災害、伝染病の対策に関する措置の実行、その後遺症の一掃
 - 10) ロシア連邦の課税および徴収の一般原則の確定
 - 11) 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅に関する立法、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法
 - 12) 裁判機関および法保護機関の要員、弁護士会、公証人役場
 - 13) 人口の少ないエスニック共同体の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
 - 14) 地方自治の組織の一般原則の確定
 - 15) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国際的および対外経済関係の調整、ロシア連邦の条約の履行
- ② 本条の第1項にいう管轄事項に関し、ロシア連邦は立法の原則[基本法]を制定する。
- この原則に従って、ロシア連邦の構成主体は、その権限の範囲内で、法律およびその他の法的アクトの採択を含む固有の法的規制を行う。
- ③ 本条の第1項にいう共同管轄事項に関する連邦法律の草案は、ロシア連邦の構成主体に送致される。それらによるしかるべき提案は、ロシア連邦最高会議においてこれを審議する。

第79条

ロシア連邦憲法の第1部第77条および78条の規定とロシア連邦第2部の規定のあいだに矛盾があり、それがロシア連邦の構成主体の管轄事項および権限の範囲を広げる場合は、第77条および第78条を適用する。

第80条

ロシア連邦の構成主体は、ロシアレンプ憲法および連邦法律に抵触しない場合、国際関係および対外経済関係、ロシア連邦の他の構成主体との協定の独立した当事者（参加者）である。

第81条

- ① 連邦の国家権力機関は、ロシア連邦の構成主体の権力機関との協定により、これらの機関にその権限の一部の行使を委譲することができる。

② ロシア連邦の構成主体の権力機関は、連邦の国家権力機関との協定により、その機関にこれらの機関の権限の一部の行使を委譲することができる。

③ ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しないかぎり、その管轄事項および権限の範囲内で、相互に協定を締結することができる。

第82条

① 連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律が定める手続により、ロシア連邦の構成主体において連邦法律およびロシア連邦のその他の法的アクトを執行する。

② ロシア連邦、ロシア連邦の構成主体の国家機関、施設および公務員が、これらの機関、施設および公務員の権限の範囲内で交付する法律文書は、ロシア連邦の全土において認められる。

第83条

① ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦の管轄に関わる事項についての法的アクトを制定することはできず、同様に、ロシア連邦もまたロシア連邦の構成主体の管轄に関わる事項についての法的アクトを制定することはできない。

② ロシア連邦の管轄に関わる事項についての法的アクトをロシア連邦の構成主体が制定した場合は、連邦法律が適用される。

③ ロシア連邦の構成主体の国家権力機関は、ロシア連邦とその構成主体の共同管轄事項に関する固有の法的規制を行うことができる。共同管轄事項に関する立法の原則が制定された場合、ロシア連邦の構成主体の法的アクトは、立法の原則にしたがってこれを適用する。ロシア連邦の構成主体の法的アクトが、立法の原則に違反する場合は、立法の原則を適用する。

④ 連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の構成主体の憲法（憲章）、相互の尊敬および相互責任に基づいてこれを打ち立てる。

⑤ 連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の紛争は、調停手続を必ず使用してこれを解決する。合意が得られない場合、紛争はロシア連邦憲法裁判所がこれを解決する。

第14章 言語

第84条

① 国家は、ロシア連邦の諸民族のすべての言語の保護および発展のための平等の機会を整備し、保証する。

② ロシア連邦の国語は、その全土においてロシア語である。ロシア語は、すべての国家機関および施設においてこれを使用するものとする。

③ 共和国は、その国語を定める権利を有する。この国語は、共和国の国家機関および施設において、ロシア連邦の国語とともにこれを使用する。ロシア連邦の構成主体は、そのアクトによってその地域に居住する民族のその他の言語の法的地位を定めることができる。

④ 連邦の国家機関および施設における共和国の国語およびその他の言語の使用手続は、連邦法律によってこれを定める。

⑤ エスニック共同体の集団的居住地では、公的な関係においてロシア連邦の国語および共和国の国語とともに、その共同体の言語を使用することができる。これらの言語の使用手続は、法律によってこれを定める。

第5編 国家権力の体系。地方自治の原則

第15章 連邦の立法権

第85条

- ① ロシア連邦の唯一の代表制および立法の機関は、ロシア連邦最高会議、すなわち連邦議会である。
- ② ロシア連邦最高会議は、常時活動する機関であり、4年の任期で選挙される。ロシア連邦最高会議の選挙は、その構成員の任期が満了する年の3月の第2日曜日に行う。ロシア連邦最高会議の代議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ ロシア連邦最高会議は、その選挙の日から30日目にこれを召集する。緊急の場合には、ロシア連邦大統領は、それ以前に新しい期のロシア連邦最高会議を召集することができる。新しい期のロシア連邦最高会議が活動を開始したときに、前の期のロシア連邦最高会議の任期は終了する。

第86条

- ① ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦会議の2院からなる。両院は、同時にこれを選挙する。
- ② 国家会議は、単一の代表基準に基づく地域的な選挙区ごとに選挙される450人の代議員によって構成される。ロシア連邦の各構成主体の地域から、国家会議に1人以上を選ばなければならない。
- ③ 連邦会議は、ロシア連邦の各構成主体から2人の基準で選ばれる代議員からこれを構成する。
- ④ ロシア連邦最高会議は、それぞれの院ごとにその定員の4分の3以上が選挙された場合に、成立したものとする。

第87条

- ① ロシア連邦最高会議は、
 - 1) ロシア連邦憲法の改正を行い、連邦法律を採択し、
 - 2) ロシア連邦憲法および連邦法律が定める範囲と形態において、監督権限を行使し、
 - 3) ロシア連邦の内外政策の基本方向に関する決定を採択し、
 - 4) ロシア連邦のレフェレンдумを公示し、
 - 5) ロシア連邦の構成主体の間の境界の変更を承認し、
 - 6) 現存しもしくは新しく形成されたロシア連邦の構成主体の憲法的・法的地位の変更を承認し、
 - 7) 新しいロシア連邦の構成主体のロシア連邦への編入を承認し、
 - 8) 連邦法律の定める場合にその手続により、ロシア連邦憲法第80条および第81条に従って締結される協定を承認し、
 - 9) 連邦予算を承認し、その修正を行い、その執行を監督し、連邦税ならびに税的性格を有する他の連邦納付金および手数料を定め、通貨および信用の規制に関する基本方向を承認し、連邦地域発展ファンドを設立し、連邦債券、経済的およびその他の援助に関する決定を行い、
 - 10) ロシア連邦憲法の定める場合に、ロシア連邦大統領の選挙を公示し、
 - 11) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府の首相、副首相、および経済、財政、内務、外務、国防、安全保障の全般的指導を管轄するロシア連邦政府の閣僚の任命に同意をあたえ、連邦の裁判官を任命し、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命し、解任し、
 - 12) ロシア連邦人権問題議会全権ならびにロシア連邦国家会計検査院の院長および検査官を任命し、解任し、

- 13) ロシア連邦憲法第95条の定める事由および手続により、ロシア連邦の大統領および副大統領、ロシア連邦最高会議の両院の議長、連邦の裁判官を解任し、
- 14) ロシア連邦憲法第88条に従って、ロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
- 15) ロシア連邦の国家賞を定め、名誉称号および特別称号およびその授与の手続を定め、
- 16) 大赦令を布告し、
- 17) 非常事態、戒厳令を宣言し、延長し、解除し、総動員または一部動員を宣言し、戦争と平和の問題を決定し、
- 18) ロシア連邦憲法の定めるその他の権限を行使する。

② 連邦法典および立法の原則を含むロシア連邦法律、ロシア連邦最高会議の決定、声明、宣言およびアピールは、ロシア連邦最高会議のアクトである。

③ ロシア連邦最高会議のアクトは、ロシア連邦最高会議の各院において選出された代議員の投票の多数によって採択される。ただし、ロシア連邦憲法に別段の定めがある場合はこの限りではない。

第88条

① ロシア連邦最高会議は、次の諸問題に関するロシア連邦の条約を批准し、破棄する。

1) 政治、領土、経済全般、財政、軍事に関する問題、ならびにロシア連邦の諸民族の歴史的および文化的な遺産の問題

2) 人と市民の権利、自由および義務にかかる問題

3) 国家間の同盟およびその他の国際機関〔的連合〕、集団安全保障体制への参加に関する問題

4) その履行が 現行の連邦法律の改正または新しい連邦法律の制定を要求する問題

5) 連邦法律または条約自体がその批准または破棄について定めるその他の条約

② ロシア連邦の条約がロシア連邦憲法に抵触する規定を含む場合、その批准は、ロシア連邦憲法の必要な改正の後にのみこれを行うことができる。

③ ロシア連邦の構成主体の管轄事項、権限または領域に関わるロシア連邦の条約の締結および破棄は、その個性主体の同意をえてこれを行う。

④ ロシア連邦の条約の批准および破棄は、連邦法律によってこれを行う。本条の第1項 第3号にいうロシア連邦の領土条約および条約は、ロシア連邦最高会議の各院における選出された代議員の投票の三分の二によって採択された連邦法律によってこれを批准し、破棄する。

⑤ ロシア連邦最高会議は、批准および破棄手続を必要としないロシア連邦の条約の締結および中止に関して即時に情報を提供されなければならない。

第89条

① ロシア連邦最高会議の各院は、

1) ロシア連邦憲法の定める他の院と合同の活動、とくに協議手続を含む議事規則を採択し、

2) 両院の常任委員会および特別委員会を組織し、

3) 両院の議長および副議長を選挙し、罷免する。

② 両院は、特定の場合に両院合同委員会を設置することができる。

③ 両院、その委員会、両院合同委員会は、ロシア連邦最高会議の連邦法律およびその他のアクトの草案に対する作業〔審議〕を行い、これらのアクトの執行を点検し、聴聞〔聴講〕および調査を行う。公務員および市民がこれらの活動に参加する手続は、各院の議事規則によってこれを定める。

④ 両院は、それぞれ別途に会議を行う。ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所の教書、ロシア連

邦政府の報告、外国の指導者の演説を聞くために、両院の合同会議を召集する。この会議は、両院の議長が交替でその議長を務める。

第90条

- ① ロシア連邦最高会議における立法発議権は、10人以上のロシア連邦代議員、両院の常任委員会および合同委員会、ロシア連邦大統領、ロシア連邦議会人権問題全権、ロシア連邦の構成主体の立法議会、100万人以上の選挙人グループに属する。この権利は、法案および立法提案の提出によってこれを行使する。国家支出の増加または国家収入の減少を伴う法案は、ロシア連邦最高会議に提案されてから3カ月以内にロシア連邦政府の判断なしにこれを審議する。
- ② ロシア連邦大統領が提出した法案および立法提案は、その要請によりロシア連邦最高会議において優先的にこれを審議するものとする。
- ③ 法案および立法提案は国家会議に提出される。国家会議によって承認された法案は、連邦会議に送付される。法案は、連邦会議によって承認された後に、連邦法律となる。連邦法律として採択されなかった法案は、6カ月間はこれを再び上程することはできない。
- ④ 法案について両院の間に不一致がある場合、両院は、各院同数からなる協議委員会を設置する。法案に関するこの協議委員会の決定は、国家会議において審議される。国家会議によって改めて承認された法案は、連邦会議に送致される。この法案が連邦会議で承認されない場合、国家会議は、1カ月の間にその連邦代議員の投票の3分の2によってこれを連邦法律として採択することができる。
- ⑤ 連邦法律の施行の手続および期日は、その法律自体これを定める。期日について定めがない場合は、法律は公式の公布の日から7日経過した後にこれを施行する。

第91条

- ① ロシア連邦の管轄またはロシア連邦とその構成主体の共同管轄に関わる問題は、これをロシア連邦のレフェレンダムに付すことができる。予算、租税、大赦、特赦、非常事態または戒厳令に関する問題は、ロシア連邦のレフェレンダムによってはこれを決定することはできない。
- ② ロシア連邦の管轄の問題についてのロシア連邦のレフェレンダムによる決定は、選挙人の過半数がレフェレンダムに参加し、投票参加者の過半数が賛成投票した場合にこれを採択されたものとする。ロシア連邦憲法が直接に定める問題またはロシア連邦憲法においてこれを定めることを要請するような問題についてのロシア連邦のレフェレンダムによる決定は、選挙人の過半数が賛成投票した場合にこれを採択されたものとする。この場合、ロシア連邦憲法第76条第2項に定めるロシア連邦のレフェレンダムによって当該の決定を採択するためには、該当するロシア連邦構成主体における選挙人の過半数の賛成投票もこれを必要とする。
- ③ ロシア連邦とその構成主体の共同管轄に関わる問題についてのロシア連邦のレフェレダムによる決定は、ロシア連邦において選挙人の過半数レフェレンダムに参加し、ロシア連邦全体で、かつ構成主体の全体の数のうちの過半数で、投票参加者の過半数が賛成投票した場合にこれを採択されたものとする。
- ④ ロシア連邦のレフェレンダムで採択された決定は、これを連邦法律とする。ロシア連邦大統領は、レフェレンダムの結果の確定後3日以内にこれに署名し、これを公布しなければならない。
- ⑤ ロシア連邦のレフェレンダムは、次の者の提案によりロシア連邦最高会議がこれを公示する。
 - 1) ロシア連邦代議員総数の3分の1以上
 - 2) ロシア連邦代議員総数の3分の1以上に支持されたロシア連邦大統領
 - 3) 100万人以上の選挙人

第92条

- ① ロシア連邦代議員は、ロシア連邦憲法第29条第2項および第3項に従って選挙権を有するロシア連邦の市民がこれを選挙する。何人も、ロシア連邦代議員は、同時にロシア連邦最高会議の両方の院の代議員となり、またはロシア連邦の構成主体の立法議会もしくは地方自治機関の代議員となることはできない。
- ② ロシア連邦最高会議の代議員は、その選挙人の利益を考慮しつつ、ロシア連邦のすべての人民の利益に従う。
- ③ ロシア連邦最高会議の代議員は、連邦法律に従い、報酬およびその支出補償を受け取とり、それ以外にはいかなる定期的な給与および補償もうけとることはできない。代議員は、国家的もしくはその他の職務につき、企業活動を行い、または政党以外の企業、施設および社会団体の機関の構成員となることはできない。
- ④ ロシア連邦最高会議の代議員は、代議員の不逮捕特権を有する。代議員は、現行犯の重大な犯罪を犯した場合を除き、ロシア連邦最高会議の当該の院の同意なしに身体検査、捜索を受け、逮捕または勾留され、裁判手続により課せられる行政罰の処分を受けることはなく、刑事責任を問われない。ロシア連邦最高会議の代議員の不逮捕特権は、その信書、文書、代議員の利用する通信手段、交通手段、執務室および住居に及ぶ。
- ⑤ 代議員の不逮捕特権の剥奪に関する提案は、ロシア連邦最高会議の当該の院に対してロシア連邦検事総長がこれを通告する。
- ⑥ ロシア連邦代議員は、その代議員活動におけるその意見の表明および投票に対して、その責任を追及されることはない。
- ⑦ 国家機関、施設および公務員は、ロシア連邦最高会議の代議員の権限の行使に協力しなければならない。

第16章 ロシア連邦大統領。連邦執行権

第93条

- ① ロシア連邦大統領は、国家元首にして、ロシア連邦における最高の公務員である。大統領は、内外関係においてロシア連邦を代表する。ロシア連邦憲法に定める手続により、ロシア連邦大統領は、すべての国家権力機関の機能と相互関係を結びつけて、ロシア連邦の主権を擁護する措置を講ずる。
- ② ロシア連邦大統領には、外国国籍をもたず、ロシア連邦憲法第29条第2項にいう被選挙権を制限されていない35歳以上のロシア連邦の市民が選挙される。
- ③ ロシア連邦大統領は、他の国家的職務または地方自治体における職務につき、代議員となり、企業活動を行い、他の任意の職務に従事し、代議員となり、企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関の構成員となることはできない。政党の構成員および政治運動への参加は、ロシア連邦大統領の職にある間はこれを中止するものとする。
- ④ ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦市民が直接選挙によってこれを選挙する。ロシア連邦大統領およびロシア連邦副大統領の候補者に関する投票は、一体のものである。何人も2期を越えてロシア連邦大統領の職にこれを選挙することできない。
- ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ⑤ 大統領は、その就任に際し、次のような宣誓式を行う。「私(誰ぞ)は、ロシア連邦大統領に就任す

るにあたり、ロシアとその多民族からなる人民に忠実に奉仕し、人と市民の権利および自由を尊重し、保護し、ロシア連邦の主権と憲法を擁護することを宣誓します」。

宣誓式は、ロシア連邦大統領の選挙から 30 日以内に、ロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議においてこれを行う行う。

合同会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務める。

⑥ ロシア連邦大統領は、連邦法律に従い、不逮捕特権を有する。

第 94 条

① ロシア連邦大統領は、

- 1) 連邦法律に署名し、
- 2) ロシア連邦最高会議の同意をえて、ロシア連邦政府の首相、副首相、および経済、財政、内務、外務、国防、安全保障の一般的指導に関する事項の管轄を行う閣僚を任命し、ならびにロシア連邦政府の他の閣僚を任命し、
- 3) ロシア連邦政府の会議において議長を務めことができ、
- 4) ロシア連邦安全保障会議ならびにロシア連邦大統領のもとの他の諮問機関および補助機関を設置し、組織し、その長を務め、
- 5) ロシア連邦最高会議に対し、連邦の裁判所の裁判官、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命するためにその候補者を提案し、
- 6) ロシア連邦副大統領の辞表を受理し、それが任期満了前の場合にはロシア連邦最高会議に対し、残余期間その職に就くものの候補者を提案し、
- 7) ロシア連邦政府、ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚、ならびに自らが任命した他の公務員の辞表を受理し、またはこれらの者を解任し、ロシア連邦最高会議に対しロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長の解任の提案を行い、
- 8) ロシア連邦最高会議に対し、連邦予算案およびその執行の決算報告を提案し、
- 9) ロシア連邦の人民およびロシア連邦最高会議に対し教書を提出し、ロシア連邦最高会議に対しロシア連邦の内外政策の実行、連邦プログラムの遂行についての年次報告を行い、
- 10) ロシア連邦の安全保障を指導し、
- 11) ロシア連邦軍最高司令官となり、ロシア連邦の軍事政策の遂行を指導し、ロシア連邦軍の最高の司令職を任命し、解任し、軍の上級の階級を授け、
- 12) ロシア連邦の対外政策の遂行を指導し、連邦法律に従って、ロシア連邦の条約の交渉を行い、それに調印し、ロシア連邦最高会議の両院の該当する委員会および合同委員会の意見を考慮して外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命しまたはこれを召喚し、ロシア連邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受理し、
- 13) 緊急の場合に非常事態を宣言し、緊急措置を講じ、ロシア連邦への不意の武力攻撃があった場合または侵略に対する集団的防衛に関する条約上の義務を履行する緊急の必要がある場合に戒厳令を宣言し、
- 14) 連邦法律に従って、ロシア連邦における国籍および避難の受け入れの問題を解決し、
- 15) ロシア連邦国家賞を授与し、連邦法律に従って名誉称号および特別称号を授与し、
- 16) 特赦の権利を使用し、
- 17) ロシア連邦憲法および連邦法律に定める他の権限を遂行する。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の全土において義務的大統領令および命令を公布する。ロシア連邦大統領の大統領令および命令は、ロシア連邦憲法および連邦法律に反することはできない。

第95条

① ロシア連邦大統領の権限は、次の場合に消滅する。

- 1) 任期満了の場合
- 2) 辞任した場合
- 3) ロシア連邦の国籍を喪失した場合
- 4) 選挙権を失った場合
- 5) 健康状態によりその権限の行使に耐えない場合
- 6) 罷免された場合
- 7) 死亡した場合

② ロシア連邦大統領の権限は、その任期満了とともに新たに選挙されたロシア連邦大統領の宣誓が行われたときに消滅する。

③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦憲法裁判所に対してこれを申し出ることによって辞任することができる。ロシア連邦大統領の権限は、それが提出された日に消滅する。この日に、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務めるロシア連邦の最高会議の両院と憲法裁判所の合同会によって指名されるロシア連邦副大統領が、ロシア連邦大統領として宣誓を行う。

④ ロシア連邦大統領が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えない場合、連邦法律に従って任命される国家維持委員会の提案によりロシア連邦憲法裁判所の決定が定められる。

第96条

① ロシア連邦大統領がロシア連邦憲法の故意による重大な違反を行い、または重大な犯罪を犯した場合は、これを罷免することができる。

② ロシア連邦大統領の罷免の手続は、ロシア連邦憲法第86条に定めるロシア連邦代議員総数の3分の1以上の提案により、ロシア連邦最高会議のいずれかの院の選挙された代議員の投票の多数によってこれを提起する。ロシア連邦憲法裁判所が罷免の事由があると判断した場合、ロシア連邦最高会議のもう一方の院は、ロシア連邦憲法第8条に定めるその代議員総数の3分の2以上の投票の多数によってロシア連邦大統領を罷免することができる。ロシア連邦大統領は、その罷免問題を審議するロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の会議に出席し、釈明を行う権利を有する。

第97条

① ロシア連邦副大統領は、大統領と一緒に選挙され、その立候補にはロシアレポ鵜憲法第92条第2項の要請にかなるものでなければならず、ロシア連邦大統領候補によって推薦される。

② ロシア連邦副大統領には、ロシア連邦憲法第92条第3、4、6項および第94条第1、4項の規定が適用される。

③ ロシア連邦副大統領は、

- 1) ロシア連邦大統領の委任によりその一定の権限を行使し、
- 2) ロシア連邦大統領が健康状態によりその権限の行使に耐えないとき、その権限行使に復帰するまでの間、ロシア連邦大統領の義務を遂行し、
- 3) ロシア連邦大統領がその任期満了前にその権限を停止した場合、大統領の職に就く。この場合、ロシア連邦最高会議が、大統領の提案により副大統領を任命する。

- ④ ロシア連邦憲法第94条第1項第2号ないし第7号および本条第3項第3号に定める事由によりロシア連邦副大統領の権限が消滅した場合、ロシア連邦最高会議が、ロシア連邦大統領の提案によりロシ次の大統領選挙までの残された期間の新しいロシア連邦副大統領を任命する。
- ⑤ ロシア連邦憲法第94条第1項第2号ないし第7号にいう事由によりその権限が消滅した結果、ロシア連邦大統領およびロシア連邦副大統領が同時にロシア連邦の最高の公務員の権限を行使することができない場合は、次の大統領選挙までの間のその権限の臨時の代行は、ロシア連邦の連邦会議議長、国家会議議長および首相が交代でこれを務める。

第98条

- ① ロシア連邦における執行権は、ロシア連邦政府がこれを行使する。
ロシア連邦政府は、ロシア連邦の内外政策を遂行する。ロシア連邦政府の機構および権限は、ロシア連邦大統領の提案に基づき連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦政府の首相は、ロシア連邦政府の日常の活動を組織し、その閣僚の活動を調整する。
- ③ ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚は、他のいかなる国家的職務および地方自治機関の職にもこれに従事し、代議員となり、または企業活動を行い、企業、施設、社会団体の機関の構成員となることはできない。
- ④ ロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法および連邦法律、ロシア連邦大統領令およびその命令に基づき、その執行に際して、ロシア連邦全土において義務づけられる決定を採択し、命令を公布する。ロシア連邦政府の決定および命令は、ロシア連邦大統領がこれを変更または取り消すことができる。

第99条

- ① ロシア連邦政府は、ロシア連邦最高会議に対し定期的に報告を行う。
- ② ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚は、連邦法律に定める手続により、ロシア連邦代議員の質問および照会に回答する。
- ③ ロシア連邦政府、ロシア連邦政府の首相、副首相および閣僚は、辞職する権利を有する。辞職の申し出は、ロシア連邦大統領がこれを受理する。
- ④ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦政府の首相、副首相およびその閣僚、ロシア連邦大統領によって任命されたその他の連邦執行機関の長の辞職の問題を提起することができる。ロシア連邦大統領が当該の公務員を辞職させない場合、大統領は、ロシア連邦最高会議に対して自己の決定の理由を説明しなければならない。各院におけるロシア連邦代議員の投票の多数がロシア連邦大統領の説明を不十分だと認めた場合、この公務員はロシア連邦大統領によって辞職しなければならない。
- ⑤ ロシア連邦政府の首相の辞職は、ロシア連邦政府の総辞職をともなうものではない。

第17章 裁判権力

第100条

- ① 裁判権は、ロシア連邦憲法および連邦法律によって設置する裁判所に属する。裁判権は、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判、行政裁判および経済裁判によってこれを行使する。
- ② 特別裁判所の設置は、これを認めない。

第101条

- ① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の憲法体制を擁護する最高の裁判機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、個人の資格において任命される15人の裁判官で構成する。

ロシア連邦憲法裁判所の組織およびその審理手続は、連邦法律によってこれを定める。

② ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項のロシア連邦憲法への適合性に関する事件を解決する。

- 1) 連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト
- 2) ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、その他の連邦執行権力機関のアクト
- 3) ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）およびその他の法的アクト
- 4) ロシア連邦とロシア連邦構成主体の間の条約
- 5) ロシア連邦構成主体の相互間の条約
- 6) 施行される前のロシア連邦の条約
- 7) 政党およびその他の社会団体
- 8) 法適用実務

③ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦の国家権力機関相互間、連邦の国家権力機関と構成主体の国家権力機関の間、構成主体の国家権力機関の相互間の権限に関する紛争を、協議手続が終了した後にこれを解決する。

④ ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項について判断する。

- 1) 国家医事委員会の提案に従い、当該の連邦の公務員が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えうるか否かについて
- 2) 連邦の公務員またはロシア連邦の構成主体の公務員の解任の事由の存在の有無について
- 3) 現行のロシア連邦の条約の憲法適合性について
- 4) 連邦法律と国際法の一般に承認された原則および規範、批准されたロシア連邦の条約の諸規則との矛盾について

⑤ ロシア連邦憲法裁判所の決定は、その言渡しの後ただちに効力を発し、終審であって、上訴および異議申立てはできない。その決定は、ロシア連邦の全土において義務づけられる。

⑥ 本条第2項第1号ないし第6号に従って違憲であると認定されたアクトまたはその規定は、その効力を失う。ロシア連邦の条約が違憲であると認定された場合は、国際法、ロシア連邦憲法および連邦法律の定めるところに従う。違憲であると判断された政党およびその他の社会団体は、解散され、その活動は連邦法律に従って停止される。違憲であると判断された法適用実務は中止され、国家機関および公務員の該当する決定は、法律の定める手続により再検討されなければならない。

⑦ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦最高会議に対し毎年教書を提出する。憲法裁判所は、国家機関および公務員に対して具体的な問題について提案を行うことができる。

第102条

① ロシア連邦最高裁判所は、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の分野における最高の裁判機関である。

② ロシア連邦最高裁判所は、ロシア連邦の構成主体の最高裁判所の連邦法律の適用に関する裁判活動の監督を行う。

③ ロシア連邦最高裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

④ 連邦法律によって、最高行政裁判所を頂点とする行政裁判システムを創設することができる。この場合、行政裁判の領域は、ロシア連邦最高裁判所の管轄権から除外されるものとする。

第103条

① ロシア連邦最高経済裁判所は、経済事件に関する最高の裁判機関であり、経済事件に関する裁判活動に対する監督を行う。

② ロシア連邦の最高経済裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第104条

① 連邦法律は、民事、刑事、行政、経済裁判の領域における下級の連邦裁判所のシステムを確立することができる。

② 連邦裁判所の予算は、その憲法上の権限を完全にかつ独立して遂行することを保障するものでなければならない。裁判所の予算は、ロシア連邦の裁判権の最高機関の同意なしにこれを削減することはできない。

第105条

① 裁判官は、治安判事を除き、終身である。裁判官は、70歳になったときに退職する。

② 裁判官には、高等法学教育を修了し、ロシア連邦の裁判権力の最高機関の裁判官の場合は15年以上、ロシア連邦構成主体の最高〔上級〕裁判所の裁判官の場合は10年以上、地方裁判所の裁判官の場合は5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民が任命される。連邦法律によって、裁判官に対する追加的な資格要件を定めることができる。

③ 裁判官は、代議員となり、他の何らかの職務に従事し、または企業活動を行い、政治的・社会団体の構成員となることはできない。裁判官は、学術、教育、文学およびその他の創造的活動に従事することはできる。

第106条

① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および法律にのみ従う。ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法に従う。

② 裁判官は、連邦法律に従い、不可侵である。裁判官の不可侵は、その信書、通信手段、文書、執務室および住居、その利用する交通手段にまで及ぶ。

③ 裁判権力の最高機関の裁判官は、その同意なしに逮捕され、重大犯罪を犯して逮捕された場合を除き、勾留され、行政罰を受け、刑事責任を問われることはない。裁判権力の最高機関の裁判官にかかる刑事案件は、当該裁判所の同意をえて、ロシア連邦検事総長だけがこれに着手することができる。

④ 裁判官は、ロシア連邦憲法に違反する法律を適用することはできない。裁判所は、適用すべき法律がロシア連邦憲法に違反すると認める場合は、事件の審理を保留し、この法律の違憲性の判断についてロシア連邦憲法裁判所に提訴するものとする。地方裁判所は、この提訴をロシア連邦の構成主体の上級裁判所をとおしてこれを行う。

第107条

① 何人も、当該事件の裁判に権限を有する裁判所において、権限のある裁判官による事件の審理を受ける権利を奪われない。

② 犯罪の実行にかかる被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審員の参加する裁判によってその事件の審理を受ける権利を有する。

第108条

① 事件の審理は、すべての裁判所において公開である。

非公開の法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合にこれを認める。

② 刑事事件の第一審の裁判所における当事者の欠席裁判は、これを禁止する。

③ 裁判は、連邦法律の定める場合を除き、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

第109条

- ① ロシア連邦における犯罪事件の起訴前の取調べは、連邦取調委員会およびその機関がこれを行う。
- ② 檢事は、国家の名において公訴を行い、裁判においてこれを維持する。
- ③ 檢事は、犯罪捜査の適法性に対する監督を行う。
- ④ ロシア連邦の構成主体の検事は、当該の構成主体の同意をえて、ロシア連邦検事総長がこれを任命し、検事総長に従属し、検事総長に対する報告義務を負う。ロシア連邦検事総長およびそのもとに従属する検事の任期は、5年とする。

検事総長およびそのもとに従属する検事は、国家権力および管理機関、社会団体から独立してその権限を行使する。連邦の取調委員会および検察機関の組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第18章 ロシア連邦の構成主体における権力の組織原則

第110条

- ① ロシア連邦の構成主体の唯一の代表制および立法機関は、単一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選挙される立法議会（ソビエト）である。
- ② ロシア連邦の構成主体の最高の公務員は、ロシア連邦の執行権の体系に含まれるロシア連邦の構成主体の執行権の長である。ロシア連邦の構成主体の執行権は、ロシア連邦憲法、連邦法律、その権限にかかる問題について公布される連邦の大統領および政府のアクト、ならびにロシア連邦構成主体の憲法（憲章）および法律に基づき、その執行を行う。
- ③ ロシア連邦の構成主体の裁判制度は、構成主体の上級裁判所および地方裁判所からなり、ロシア連邦の裁判体系に含まれる。
- ④ ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の名称は、構成主体が独立してこれを決定する。
- ⑤ ロシア連邦の構成主体の国家権力機関は、地方自治機関の権限に含まれる事項を除き、構成主体の権限を行使する。

第111条

連邦国家権力機関の代表は、ロシア連邦の構成主体において、その権限の範囲内で行動し、個性主体の国家権力機関の活動に干渉することはできない。

第19章 地方自治の原則

第112条

- ① 地方自治はこれを保障される。ロシア連邦の構成主体は、地方自治のための諸条件を保障する。
- ② 地方自治は、その組織する地方の代表制機関（ソビエト）、地方行政庁、その他の地方機関、地方的レフェレンダム、市民の集会および会議〔総会〕、ならびにその他の直接民主主義の諸形態をとおして、地域的な共同体がこれを実現する。
- ③ 地方自治は、構成主体を区分した領域的単位の枠内においてこれを実現する。
- ④ 地方行政庁の公務員は、地方の代表制機関の代議員となることはできない。

⑤ 地方自治機関は、その権限の範囲において、ロシア連邦憲法および連邦法律、構成主体の憲法（憲章）および法律、ならびに地方自治に関する諸規定の枠内で、連邦の国家権力機関、構成主体の権力機関から独立して活動する。

⑥ 地方自治機関は、法律に従って、個別的な国家的機能を与えられ、その執行に必要な物的および財政的手段を受けることができる。

⑦ 地方自治の合法的な活動に対する干渉は、これを認めない。

第 1 1 3 条

① 自治的な地域的共同体の管轄には次の事項が含まれる。

1) 地方予算、地方税および手数料

2) 地方的財産（地方的所有）

3) 法律によりその管轄に含まれる経済的、社会的、文化的、自然保護上およびその他の地方的意義を有する諸問題

② 地方の代表制機関は、地方予算を採択する。

③ 地方行政は、その活動について地方の代表制機関または市民の集会に報告する義務を負う。地方的財産の占有、使用および処分に関する地方行政の権限は、法律に従って地方の代表制機関がこれを定める。

④ 自治的な地域的共同体は、その管轄する問題について、その相互間で、ならびに国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民との間で契約を結ぶことができる。

⑤ 地方自治機関のアクトは、ロシア連邦憲法および連邦法律、構成主体の憲法（憲章）および法律に違反することはできない。その権限の範囲内で制定された地方自治機関のアクトは、その執行が義務づけられる。

第 1 1 4 条

① 居住区域において、自治的な住民団体[連合]を組織することができる。この団体は、法人の権利を有することができる。

② 地方自治機関は、自治的な住民団体にその権限の一部を委譲することができる。

第 2 0 章 財政および予算

第 1 1 5 条

① ロシア連邦の予算体系は、連邦予算、ロシア連邦の構成共和国の予算、および地方予算からなる。

② ロシア連邦の構成共和国は、予算上の自治を教授する。予算は、すべてのレベルで、毎年次これを編成する。

③ 当該の代表性機関の承認する予算は、すべての歳入見積および歳出予算を含まなければならない。予算からの資金は、代表制機関の定める手続に従って目的指定によってのみこれを配分することができる。

④ 単一の予算報告制度は、連邦法律によってこれを定める。すべての予算上の収入および支出を含む予算執行に関する逐条の報告は、会計年度終了後 6 カ月以内にこれを公表されなければならない。

⑤ 会計年度は、暦年の 1 月 1 日にはじまり、12 月 31 日に終わる。

第 1 1 6 条

① 連邦予算は、ロシア連邦大統領の提案により、前年の会計年度が終了する 4 カ月前までに予算案を

ロシア連邦最高会議に付託される。

- ② ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の結論を受けた後に、連邦予算の逐条ごとに審議を行い、これを採択する。
- ③ ロシア連邦最高会議は、予算の[個別の]項目を採択し、修正または否決することができ、ロシア連邦大統領の同意なしに予算支出の総枠を増額することはできない。
- ④ ロシア連邦大統領は、予算案全体が否決されない場合、予算の個々の項目の再審議を求めることができる。この場合、ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法第 90 条第 5 項に定める一般的手続により、この否決された予算項目についてこれを再審議する。
- ⑤ 連邦予算法が翌年の会計年度が始まるまでに施行されない場合、それが施行されるまでの間の支出は、前年の会計年度の連邦予算に従って行われる。この場合、ロシア連邦最高会議は、会計予算上の支出に關しその他の臨時手続を定めることができる。
- ⑥ 連邦法律の定める連邦税および税の性格を有するその他の連邦手数料は、一般的拘束力を有し、ロシア連邦の全土においてこれを徵収する。

第 117 条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議に対し、会計年度の終了後 2 カ月以内に連邦予算の執行について逐条ごとの報告を提出する。
- ② ロシア連邦最高会議は、連邦予算の執行に関する報告が提出されてから 2 カ月以内に、この報告に関するロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の報告を考慮してこれを審議しなければならない。

第 118 条

- ① ロシア連邦国家会計検査院は、ロシア連邦最高会議によって組織され、それに対して報告義務を負い、執行権に対しては独立である。ロシア連邦国家会計検査院の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦国家会計検査院は、連邦予算の編成、審議、採択、執行および執行に関する報告、連邦国有財産の使用を監督する。
- ③ ロシア連邦国家会計検査院の検査官は、裁判官と同様のその活動の独立を保証される。

第 119 条

- ① ロシア連邦の通貨単位は、ルーブルである。通貨の発行は、ロシア連邦中央銀行がこれを行う。ロシア連邦において、他の通貨の導入および発行は、これを認めない。
- ② ロシア連邦中央銀行は、国家権力機関から独立である。ロシア連邦中央銀行の地位は、連邦法律によってこれを定める。

第 21 章 安全保障および防衛

第 120 条

- ① 人、社会および国家の安全は、国家権力機関によって実現される法的、政治的、経済的、組織的な性格を有する諸措置の体系によって保障される。
- ② ロシア連邦の安全保障政策の原則、軍事ドクトリン、ロシア連邦軍、連邦保安機関、内務機関およびその他の国家保安機関の編成および組織は、連邦法律によって定める。
- ③ ロシア連邦軍、保安機関、内務機関を相互に統合することは、これを禁止する。

第121条

- ① ロシア連邦軍は、ロシア連邦の主権および領土保全、国の国家的利益および住民を保護する。ロシア連邦は、他の国家と合同軍を編成することができる。国外での軍の使用に関する決定は、ロシア連邦大統領の提案に従いロシア連邦最高会議がこれを行う。
- ② 連邦保安機関は、あたえられた権限の範囲内で、ロシア連邦の憲法体制、国家主権、領土保全および国防に脅威を与える行為の予防および阻止に関する活動を行う。
- ③ 内務機関は、人身の安全、財産の保護、社会秩序、犯罪との闘争を保障する。

第122条

ロシア連邦の憲法体制を暴力的に変更もしくは除去し、そのために権力機関の活動を妨害しもしくは制限し、または人と市民の憲法上の権利および自由を違法に制限することを目的としたロシア連邦軍、連邦保安機関および内務機関の利用は、特別に重大な犯罪である。

第22章 非常事態および戒厳令

第123条

- ① 特別の法的レジームである非常事態は、ロシア連邦の市民の安全の保障とロシア連邦の憲法体制の擁護のために、一時的な措置としてこれを導入することができる。

非常事態は、市民の安全および憲法体制の脅威が差し迫っており、重大時であり、非常措置の適用なしにその排除が不可能である場合にこれを導入する。

- ② 非常事態導入の根拠となりうるのは、次のような場合である。
 - 1) ロシア連邦の憲法体制を暴力的に変更または除去しようとする企て、暴力をともなう騒乱および民族間紛争、ロシア連邦の死活にかかわる重要な利益、市民の安全または国家機関の正常な活動を脅かす一定地域の封鎖
 - 2) 住民の生命および健康を脅威のもとにさらし、大規模な救援または復旧の作業を必要とする自然災害、伝染病、家畜の伝染病、大事故
- ③ 非常事態のレジームは、連邦法律によってこれを定める。

第124条

- ① 非常事態は、ロシア連邦最高会議の決定によってこれを宣言する。
- ② 緊急の場合、非常事態はロシア連邦大統領令によって宣言され、速やかにロシア連邦最高会議に告され、最高会議はこの大統領令を遅滞なく審議する。ロシア連邦最高会議が大統領令の布告から72時間以内にこれを承認しない場合は、非常事態宣言に関する大統領令はその効力を失う。ロシア連邦最高会議の招集が不可能な場合、大統領令はその効力を維持する。
- ③ 非常事態は、ロシア連邦の全土においては30昼夜を越えて、ロシア連邦の個々の地域においては60昼夜を越えて、これを導入することはできない。ロシア連邦最高会議が新たな期間これを延長しないときは、この期間の終了により非常事態は解除される。ロシア連邦最高会議は、その都度30昼夜を越えない範囲で非常事態を延長することができる。
- ④ 非常事態の宣言、延長または解除に関するアクトは、即時にこれを住民に告知されなければならず、その公表を義務づけられる。

第125条

① ロシア連邦構成主体の領域における非常事態は、連邦国家機関が当該構成主体の同意をえてこれを導入することができる。

② 非常事態導入の根拠となる事態が、ロシア連邦のひとつの構成主体のみの領土のみに限定される場合、その構成主体における非常事態は、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦大統領に対する速やかな通告をもってその構成主体の国家権力機関が導入することができ、連邦法律に従ってこれを実施する。

第126条

① 非常事態にある期間、連邦法律に従って、権利および自由を一時的に制限することができる。これらの制限は、非常事態に関するアクトに直接に明記されなければならない。

② 非常事態にある期間、ロシア連邦憲法、選挙法および裁判所構成法の改正はこれを禁止し、レフェレンダムおよび選挙はこれを実施せず、ロシア連邦最高会議および裁判所の権限および活動は、これを制限し、または中止することはない。ロシア連邦の全土において非常事態が宣言されている間に任期満了を迎えるロシア連邦最高会議の任期は、非常事態が宣言されている間はこれを延長する。ロシア連邦憲法の第20条、第21条第4、5項、第22条第2項、第25条第1項第26、27、33、37条、第40条第1項、第44条ないし第47条の定める権利および自由は、これを制限することはできない。

③ 刑罰として死刑の宣告がありうる刑事事件については、非常事態が宣言されている地方においてはこれを審理することはできない。非常事態にある期間中に実行された犯罪に対して宣告された刑罰に関する特別措置は、非常事態にある全期間およびその解除後30昼夜の間、これを執行しない。

④ 非常事態にある期間中に取られた措置は、

- 1) 発生した事態の緊迫さが要求する範囲内でこれを実施し、
- 2) 非常事態の宣言されていない地域においては、国家機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由に対しいかなる制限または変更もこれ行うことはできず、
- 3) もっぱら人種、民族的帰属、膚の色、性、言語、社会的または財産上の地位、社会的出自、居住地または宗教への態度を理由として個々の人または住民集団に対していかなる差別もこれを行ってはならない。

第127条

① 特別の法的レジームである戒厳令は、ロシア連邦の全土またはその個々の地域において、戦争状態の布告がされた場合、侵略に対する集団的防衛についての条約上の義務の履行の必要がある場合もしくはロシア連邦に対する直接的な武力攻撃の脅威がある場合に、これを布告する。戒厳令の管理体制は、連邦法律によってこれを定める。

② 戒厳令の布告の決定は、ロシア連邦最高会議がこれを採択し、不意の武力攻撃を受けた場合、または侵略に対する集団的防衛に関する条約上の義務の履行が緊急に必要な場合は、ロシア連邦大統領がこれを宣言する。

③ 戒厳令のレジームは、連邦法律によってこれを定める。

第6編 雜則

第23章 ロシア連邦の国家的シンボルおよび首都

第128条

① ロシア連邦の国旗は、上が白、中央が紺青、下が真紅の同じ幅の3本の水平な縞のある方形の布である。旗の幅と長さの比は2対3である。

- ② ロシア連邦の国章の紋章およびその公式使用の手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ ロシア連邦の国歌は、エム・イ・グリンカ作曲の「愛国の歌」である。ロシア連邦国歌の歌詞は、連邦法律によってこれを承認する。

第 129 条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

連邦の首都としてのモスクワ市の権利および義務は、連邦法律によってこれを定める。

第 24 章 ロシア連邦憲法の施行および改正手続

第 130 条

- ① ロシア連邦憲法は、その公布の日の翌日からロシア連邦の全土においてこれを施行する。
- ② ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年4月12日のロシア連邦=ロシア憲法（基本法）は、その後の改正および増補とともにその効力を失う。

第 131 条

- ① ロシア連邦憲法の第1部第1編の改正は、第86条が定めるロシア連邦最高会議の各院の構成員の三分の二以上の多数によって決定されたロシア連邦のレフェレンダムによってこれを行う。
- ② ロシア連邦憲法の第2編以降の規定の改正はロシア連邦最高会議がその各院の構成員の三分の二以上の多数によってこれを行う。ロシア連邦憲法のコレラの規定の改正に関する法律は、ロシア連邦の構成主体の立法機関の三分の二の承認を必要とする。この承認は、ロシア連邦の構成主体の憲法（憲章）の規定の改正のために定められた手続によってこれを行う。ロシア連邦大統領は、3日以内に承認された法律に署名し、これを公布する。
- ③ ロシア連邦憲法の改正に関するロシア連邦最高会議への提案は、以下のものがこれを行うことができる。
 - 1) ロシア連邦最高会議のいずれかの院の選挙された代議員の三分の1以上
 - 2) ロシア連邦大統領
 - 3) ロシア連邦憲法裁判所
 - 4) ロシア連邦の構成主体の立法議会
- ④ ロシア連邦憲法の改正の提案から1年以内に、ロシア連邦最高会議がその法律を採択しない場合、提案は否決されたものとみなされ、その否決から向う1年間はこれを再び上程することができない。

第 2 部

ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を構成する主権的共和国の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（省略）

ロシア連邦の国家権力の連邦機関と地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（条約）

ロシア連邦の国家権力の連邦機関とロシア連邦を区政する自治州および自治管区の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（省略）

第3部

経過規定

第1項目

- ① ロシア連邦憲法において言及されている連邦法律は、この憲法の施行後1年以内にこの憲法に従つてこれを採択し、または憲法に適合させなければならない。すべてのその他の法律および規範的アクトは、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）を除き、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内にこれをロシア連邦憲法に適合させなければならない。
- ② ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有する法律およびその他の規範的アクトは、それらがロシア連邦憲法に適合させられるまでの間、ロシア連邦憲法に反しない部分においてこれを適用する。
- ③ ソ連の法律およびその他の規範的アクトは、ロシア連邦の領土において、ロシア連邦憲法および連邦法律に反しない部分においてこれを適用する。

第2項目

被疑者・被告人がその事件につき陪審員の参加する裁判で審理を受ける権利を有する場合を定める連邦法律、ならびに陪審裁判の組織および活動手続を定める連邦法律が制定されるまでの間、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内にかぎり、当該刑事事件の旧審理手続がその効力を維持する。

第3項目

ロシア連邦憲法の施行の日に住宅の提供のために登録されている人は、その時点よりも悪化しない事由および条件において、国家的、地方的およびその他の住宅フォンドから住宅を提供される権利を保持する。

第4項目

国有および地方的所有からコルホーズを除く非国家的な法人および自然人の所有に無償で移管された土地は、その取得の後2年間はこれを売却することができない。この制限は、ロシア連邦憲法の施行の日から5年間効力を有する。

第5項目

- ① ロシア連邦憲法(基本法)に従つてロシア連邦を構成したまはそれに帰属してきたロシア連邦の構成主体は、この憲法の施行の日から、この憲法に従いロシア連邦の構成主体の憲法的・法的地位を得る。
- ② ロシア連邦の構成主体は、その施行の日から1年以内に、その憲法（憲章）を制定するかまたはそれをロシア連邦憲法に適合させるものとする。

第6項目

- ① ロシア連邦人民代議員は、ロシア連邦憲法の施行の日から、この憲法の定めるロシア連邦代議員の地位をえ、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙までその地位を保持する。
- ② ロシア連邦最高会議の構成員ではないロシア連邦代議員は、その各院の会議に参加し、各院の委員会および両院合同会議を構成し、基本的な職場を辞めないでその選挙区において代議員活動を行う権利を有する。

第7項目

- ① ロシア連邦人民代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦代議員大会に改組され、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙まで活動する。

② 通常のロシア連邦代議員大会は、年に1回これをう。臨時のロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦最高会議、ロシア連邦代議員の3分の1以上、ロシア連邦大統領の提案によって、これを召集する。

③ ロシア連邦代議員大会の管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法第131条に従ってロシア連邦最高会議が行うロシア連邦憲法の改正のロシア連邦代議員の投票の3分の2による承認
- 2) ロシア連邦最高会議の両院の構成員の補充および部分的入れ替え
- 3) ロシア連邦大統領のロシア連邦における情勢に関する教書、ロシア連邦の内外政策の実施、連邦計画の遂行に関する年次報告の聴取
- 4) ロシア連邦最高会議議長の選挙

④ ロシア連邦代議員大会は、本項目の第3項の第1、2および4号に定める問題についてその執行を義務づける決定を採択する。

第8項目

① ロシア連邦-ロシア憲法（基本法）に定めるロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法の憲法の施行の日から、この憲法に従いロシア連邦最高会議の地位を得る。ロシア連邦最高会議の共和国院は国家会議に、ロシア連邦最高会議民族院は連邦会議に、それぞれこれを改組する。

② ロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日にロシア連邦最高会議の両院の常任委員会および委員会の構成員である地域的選挙区から選挙されたロシア連邦代議員のなかから450人以内の範囲で国家会議の代議員を補充する。

③ ロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦の各構成主体の平等の代表を保障するために、民族・地域選挙区から選出されたロシア連邦大議員の中から必要な人数だけ連邦会議の構成員を補充する。連邦会議の構成員は、民族・地域的選挙区から選挙されたロシア連邦代議員のなかからこれを補充する。連邦会議の構成において各構成主体からの平等な代表を保障するために、しかるべき代議員集団の同意をえて、しかるべき選挙区またはその他の地域選挙区から選出されたロシア連邦代議員を連邦会議に加えることができる。

④ ロシア連邦最高会議議長は、新しい期のロシア連邦最高会議の選挙までのあいだ、

- 1) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議の審議に付される問題の準備に関する一般的指導を行い、
 - 2) ロシア連邦最高会議に対し、その不在のときのためにロシア連邦最高会議第1副議長および副議長の職の選出のための候補者を提案し、
 - 3) ロシア連邦代議員大会およびびロシア連邦最高会議の両院合同会議においてその議長を務める。
- ⑤ ロシア連邦最高会議の第1副議長および副議長は、ロシア連邦最高会議議長の委任により、ロシア連邦最高会議議長の一定の機能を遂行し、議長が不在のときまたは一時的にその義務を遂行できないとき、議長を代行する。
- ⑥ ロシア連邦最高会議幹部会は、ロシア連邦-ロシア憲法（基本法）に従って選挙されたロシア連邦最高会議の任期が満了するまでその活動を行う。
- ⑦ ロシア連邦最高会議幹部会は、ロシア連邦最高会議の両院、その委員会および両院合同委員会の活動を調整する。
- ⑧ この憲法の施行の日までにロシア連邦人民代議員大会またはロシア連邦最高会議によって選挙されまたは任命された公務員は、ロシア連邦最高会議によって解任されないかぎり、その権限を維持する。

第 9 項目

ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦-ロシア憲法（基本法）の定めるロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法によるロシア連邦大統領の地位をえ、新しいロシア連邦大統領の選出までその職に留まる。

第 10 項目

ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の任命は、ロシア連邦憲法の定める手続によりこれを行う。

第 11 項目

ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、その選挙された任期が満了するまではその権限を保持する。

第 12 条

① ロシア連邦検察庁は、しかるべき連邦法律の制定および司法改革が実施されるまで間、犯罪との闘争〔犯罪対策〕に関する法保護機関の活動を組織し、その活動を指導し、刑事訴追および公訴の維持、犯罪捜査・取調べおよび刑事罰の執行の適法性に対する監督を行い、ロシア連邦の法律および大統領令の執行の監督を行い、その違反の除去および有責者の追及に関する措置を講じ、権力の代表制および執行機関、地方自治機関、その他の組織および公務員の違法なアクトについて裁判所に異議申し立てを行う。

② ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦検事総長およびその下部のすべての検事は、その選任された期間が満了するまでその権限を保持する。

<付帯説明文>

KK 資料集第 3 / 4 卷 236-239 頁

1993 年 7 月 16 日付ロシア連邦憲法草案への注釈

1993 年 7 月 16 日付編集のロシア連邦憲法は、憲法委員会の WG と学術専門会議によって準備された。その土台は第 6 回ロシア連邦人民代議員大会が承認した諸規定に基づく憲法草案のテキストである。草案は、構成主体や立法発議権を有するその他の主体の提案、5 月 20 日の大統領令によって定められた賢婦協議会で 93 年 7 月 12 日に審議された憲法草案のバリエントを考慮して作成されたものである。

I 1992 年、第 6 回人民代議員大会の後、憲法委員会は

II

<参考資料1>

KK 資料集第3/4巻 242頁

1993年7月16日付ロシア連邦人民代議員、憲法委員会委員へのアピール（要旨）

6月5日に始まった憲法協議会の建設的過程は、現下の政治的、憲法的危機を解決するような同意文書を作成しうる期待を持たせる。

憲法協議会の意義は、われわれの考えるところ、事実上すでのある2つの新憲法草案（大統領草案と議会草案）の統合にある。問題は、議会草案と大統領草案にあるすべてのより良いものを含み込んだ単一の共通の草案を作成することだ。

この作業にこれまで欠席していた憲法委員会のメンバーとその他の人民代議員もまた、この協議会の活動に参加したいと思う。

<参考資料2>

KK 資料集第3/4巻 240-241頁

人民代議員および構成主体国家権力最高機関の議長へのルミヤンツエフの手紙

憲法委員会の最後の憲法草案の情報と活動をお知らせする。

憲法協議会の構想を受け取り、最高会議はその7月16日付の決定により、憲法委員会に93年6月4日付の決定に従い、公式草案に対する活動を同時に継続するよう指示した。現在、大統領が提案した草案はロシアの各共和国や地域に送られている。

その審議に干渉しないで、われわれの活動を継続し、憲法委員会のメンバーは誰も解任されずおらず、構成主体の提案、憲法協議会の諸資料、国家機関、全ロシア的社会団体の指摘に注意を払っている。われわれの憲法委員会の公式草案は、第6回人民代議員大会で承認され、多くの賛同を得ている。ご覧のように、最初の「大統領草案」には、憲法委員会草案の規定に変更が加えられている。

2つの草案に含まれる不一致は、以下の問題にまとめることができる。

—構成主体の憲法上の地位と平等

—連邦議会の両院の平等と権限

—議会／両院の解散に対する大統領の権利

—土地および自然資源に対する指摘所有権の憲法上の制限

—市民社会の諸制度の自由な発展の憲法上の保証

—国家同盟および国際的共同体におけるロシア連邦

—予算編成（過程）の原則

—憲法の容量と連邦の憲法的法律の問題

—憲法の全面改定／新憲法制定の手続

しかし、政治的問題は、主に、内容の部分に生じているのではない。それは3つの事情にある。①記憶に残っている最初の「大統領草案」（おそらく大統領の重大な失敗）の受け入れがたい規定が憲法協議会の産物に対して一定の緊張（警戒）を引き起こしている。②この大統領の下の協議機関が、憲法イニシアティヴの唯一の源泉に対して違法に振る舞い、すべての他のもとに改革者の下の端役に留めている。③新憲法は、一般に受け入れられる性格を有するべきだ

が、協議会ではあきらかに国家の執行権力の党と一部の自由民主主義的インテリゲンチャら、活動家の勢力のみが優勢だが、誰かが自分たちの政党の流れで戦略的成功をもたらすだろうが、中道派にしろ反対派にしろ、それらを引き込むことになろう（？？）。

憲法委員会は、9月に大統領の提案した草案の審議結果をまとめる。会議では新憲法草案の審議の第1読会となる11月の人民代議員大会にむけてさらなる活動を展開する。

憲法委員会事務局長 O.G.ルミヤンツェフ